

令和 7 年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

(1) 特級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 職種

鋳造	金属プレス加工	ダイカスト	自動販売機調整	建設機械整備
金属熱処理	工場板金	電子機器組立て	光学機器製造	婦人子供服製造
機械加工	めっき	電気機器組立て	内燃機関組立て	紳士服製造
非接触除去加工	仕上げ	半導体製品製造	空気圧装置組立て	プラスチック成形
金型製作	機械検査	プリント配線板製造	油圧装置調整	パン製造

(2) 1 級及び 2 級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 職種 36 作業（※は学科のみ実施）

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事	プリプレス	DTP
	ロータリー式さく井工事	石材施工	石材加工
工場板金	機械板金	パン製造	パン製造
	数値制御タレットパンチプレス板金	菓子製造	※和菓子製造
機械検査	機械検査	建築大工	大工工事
シーケンス制御	シーケンス制御	かわらぶき	かわらぶき
半導体製品製造	集積回路チップ製造	配管	建築配管
プリント配線板製造	プリント配線板設計	型枠施工	型枠工事
	プリント配線板製造	鉄筋施工	鉄筋施工図作成
鉄道車両製造・整備	走行装置整備		鉄筋組立て
	鉄道車両点検・調整	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
時計修理	時計修理	防水施工	塩化ビニル系シート防水工事
光学機器製造	光学機器組立て		改質アスファルトシート Torch 工法防水工事
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事
農業機械整備	農業機械整備	ガラス施工	ガラス工事
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	機械・プラント製図	機械製図 CAD
和裁	和服製作	金属材料試験	組織試験
帆布製品製造	帆布製品製造	塗装	鋼橋塗装

(3) 3 級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 職種 12 作業（※は学科のみ実施）

職種名	作業名	職種名	作業名
造園	※造園工事	プリント配線板製造	プリント配線板設計
機械加工	普通旋盤		プリント配線板製造
機械検査	機械検査	時計修理	時計修理
電子機器組立て	※電子機器組立て	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	プラスチック成形	射出成形
シーケンス制御	シーケンス制御	建築大工	大工工事

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）・・・・ 1 職種 1 作業

職種名	作業名
製麺	機械生麺製造

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

受検申請者の区分に応じ、次のとおりとする。

区分			金額
(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち下欄に掲げる等級（以下「等級」という。）が2級に係るものを受検する23歳未満の者（県内の在校生に限る。）			9,200円
(2) 等級が3級に係るものを受検する23歳以上の者（県内の在校生及び県外の在校生に限る。）			12,100円
(3) 等級が3級に係るものを受検する23歳未満の者	ア 県内の在校生		3,100円
	イ 県外の在校生	(ア) 在職者	3,100円
		(イ) (ア)以外の者	7,600円
	ウ ア及びイ以外の者	(ア) 在職者	9,200円
		(イ) (ア)以外の者	13,700円
(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の者が受検する場合			18,200円
(備考)			
1 「23歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。			
(1) 実技試験を実施する日が属する年度の4月1日において23歳に達していない者			
(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格を持って在留する者以外の者			
2 「県内の在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。			
(1) 県内に住所又は居所を有する者であって、次のいずれかに該当する者			
ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の7第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（(2)及び5において「施設等」という。）において訓練を受けている者（省令第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。（2）及び5において同じ。）			
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（(2)及び5において「学校等」という。）に在学する者			
(2) 県外に住所を有する者（県内に居所を有する者を除く。5において同じ。）であって、県内の施設等において訓練を受けている者又は県内の学校等に在学する者			
3 「在職者」とは、受検申請日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。			
4 「23歳以上の者」とは、1以外の者をいう。			
5 「県外の在校生」とは、県外に住所を有する者であって、県外の施設等において訓練を受けている者又は県外の学校等に在学する者をいう（2の（2）に該当する者を除く）。			

イ 実施期日

実技試験は、令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間において、別途長野県職業能力開発協会（5の(2)を除き、以下「協会」という。）が指定する日時に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ令和7年11月28日（金）に協会で公表するほか、別途協会から受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検定職種		実施期日
1 級及び 2 級	機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	令和 8 年 1 月 25 日 (日)
3 級	電気機器組立て、シーケンス制御	
1 級及び 2 級	さく井、工場板金、鉄道車両製造・整備、時計修理、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、防水施工、機械・プラント製図	令和 8 年 2 月 1 日 (日)
3 級	造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工	
単一等級	製麺	
特級	全職種	
1 級及び 2 級	半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装	令和 8 年 2 月 8 日 (日)
3 級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途協会から通知する。

4 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の規定に該当する者

(2) 1 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 2 の規定に該当する者

(3) 2 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 3 の規定に該当する者

(4) 3 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 4 の規定に該当する者

(5) 単一等級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 6 の規定に該当する者

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面の写し
- ウ 下位級合格後の実務経験年数で受検をする場合は、その証明となる合格証書の写し
- エ 資格を証する書面と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本

(2) 書類の提出先

長野県職業能力開発協会

所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 688-2 長野県婦人会館 3 階

電話 026-234-9050

(3) 受付期間

令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

(4) その他

- ア 特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要とする。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- イ 受検申請書及び受検案内書は、協会、長野県産業労働部産業人材育成課、長野県工科短期大学校、県内の技術専門校、長野県認定の職業能力開発校（一部）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター及び同松本訓練センターで配布する。
- ウ 郵送により受検申請書等を請求する場合は、返信用封筒（切手 180 円分を貼ったもの）を同封の上、上記 5 の (2) の協会あて請求すること。
- エ 受検申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表等

技能検定に合格した受検者の受検番号を、令和 8 年 3 月 13 日（金）に長野県ホームページに掲載し、発表する。なお、合格者には直接通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されるほか、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長野県産業労働部産業人材育成課（電話：026-235-7202）又は協会（電話：026-234-9050）に問い合わせること。